

# 家庭や企業などに眠っている 食品をご提供ください

問い合わせ＝福祉課社会福祉係内「フードバンク桐生」(☎内線 271)



フードバンク桐生の受付窓口

市が運営するフードバンク桐生では、余った食品の提供を受け付けています。

自宅で食わずにそのままになっている食品や調味料、お歳暮などの贈答品(食品)がありましたら、ぜひご提供ください。

下記の対象食品を、直接受付窓口へお持ちください。提供の際に申請書などの記入は必要ありませんので、気軽にお越しください。

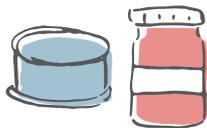
受付窓口＝福祉課(市役所1階)、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課、桐生市社会福祉協議会(総合福祉センター、新宿三丁目)

## 提供できる食品

賞味期限まで2か月以上あり、常温保存、未開封のもの



米(玄米、精米)



缶詰・瓶詰



乾物(乾麺、海藻など)



菓子・お茶・ジュース類



インスタント食品



レトルト食品



調味料

## 提供できない食品

- ・冷蔵・冷凍食品
- ・生鮮食品(肉、魚、野菜など)
- ・アルコール飲料

## 食品ロス削減へご協力を

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の廃棄を「食品ロス」といい、国内の家庭から発生する食品ロスは年間約290万トンにもなります。フードバンク桐生を活用することで、食品ロスの削減になるほか、社会貢献にもつながります。

ユーチューブ桐生市チャンネルで、食品提供方法などを紹介した動画を配信していますので、右の二次元コードからご覧ください。



提供された食品の保管倉庫